

令和 7 年度 湯沢市自動車騒音常時監視結果について

1 調査地点

調査は、表 1 に示す 2 評価区間および 2 騒音測定場所を実施した。

表 1 調査地点

No.	評価 区間 番号				路線名	R3	区間
		測定場所	評価区間			センサス 番号	延長 (km)
			起 点	終 点			
1	61360-1	秋田県湯沢市 万石 242	秋田県湯沢市 下六日町	秋田県湯沢市 千石町一丁目	雄勝湯沢線	61360	2. 3
2	10820-1	秋田県湯沢市 関口字道地 26	秋田県湯沢市 関口	秋田県湯沢市 字沖鶴	一般国道 13 号	10820	4. 1

2 調査方法

①騒音測定方法：環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731-2019）

②交通量等測定方法：

- ・騒音に係る環境基準の評価マニュアル

道路に面する地域編 3. 騒音等の測定方法（平成 27 年 10 月 環境省）

- ・自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）

3 調査内容

調査内容は次の各項目について、測定又は観測を実施した。

- (1) 測定地点の基準時間帯毎の等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）及び時間率騒音レベル（ $L_{AN,T}$ ）
- (2) 交通条件（路線方向と車種別の交通量及び平均走行速度）
- (3) 背後地の等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）及び時間率騒音レベル（ $L_{AN,T}$ ）

4 調査日時

令和 7 年 11 月 12 日午前 11 時～令和 7 年 11 月 13 日午前 11 時

5 環境基準値

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められている。道路に面する地域については次頁表 2 に示すとおり環境基準が設定されており、一定の地域ごとに環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより達成状況を評価することとされている。

表 2 道路に面する地域の環境基準値 (平成 10. 9. 30 環境庁告示第 64 号) 評価値: L_{Aeq}

地 域 の 区 分	基 準 値 (dB)	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
昼 間 70dB 以下	夜 間 65dB 以下	

【表 2 について備考】

① A 地域は専ら居住の用に供される地域、B 地域は主として供される地域、C 地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域をそれぞれ示す。

② 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定している。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

6 測定結果

測定結果の騒音レベルは次頁表 3、交通量は次頁表 4 に示すとおりである。なお、本調査

における交通量測定については、昼間と夜間の基準時間帯において各 2 観測時間の実施であり、騒音測定結果を補完するための観測項目としての参考値である。No.2（関口字道地 26）においては、対象路線が自動車専用道路であり、現地での測定ができないため欠測とした。

本年度の道路近傍における等価騒音レベル測定結果は、2 地点ともに「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る昼間の基準値（70[dB(A)]）、夜間の基準値（65 [dB(A)]）を下回り、基準値内であった。

表 3 騒音レベル

No.	測定場所	路線名	道路近傍騒音			背後地騒音		
			車道からの距離	等価騒音レベル		車道からの距離	等価騒音レベル	
				昼間	夜間		昼間	夜間
				m	dB(A)		m	dB(A)
1	秋田県湯沢市 万石 242	雄勝 湯沢線	4.4	63	52	43.9	52	48
2	秋田県湯沢市 関口字道地 26	一般国道 13 号	26.3	50	46	54.2	50	46

表 4 交通量

No.	測定場所	路線名	12 時間交通量（昼間）				12 時間交通量（夜間）			
			台	2 観測時間からの計算による(参考値)			台	2 観測時間からの計算による(参考値)		
				大型・小型	大型・小型	大型混入率		大型・小型	大型・小型	大型混入率
				台	台	%		台	台	%
1	秋田県湯沢市 万石 242	雄勝 湯沢線	7,466	9,900	5.1	43.0	1,717	180	20	20.6
2	秋田県湯沢市 関口字道地 26	一般国道 13 号	5,022	-	-	-	1,253	-	-	-

7 面的評価結果について

面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から 50m の範囲）において、個々の建物ご

との騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する評価方法のこと。

評価結果の環境基準達成率は表 5 に示すとおりである。

表 5 環境基準達成率

No.	測定場所	路線名	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
			全 体 % （基準値以下戸数/ 対象体戸数）	近接空間% （基準値以下戸数/対 象体戸数）	非近接空間% （基準値以下戸数/対 象体戸数）
1	秋田県湯沢市	雄勝	100.0	100.0	100.0
	万石 242	湯沢線	(139/139)	(34/34)	(105/105)
2	秋田県湯沢市	一般国道	100.0	100.0	100.0
	関口字道地 26	13 号	(55/55)	(0/0)	(55/55)
湯沢市全体%			100.0	100.0	100.0
（基準値以下戸数/対象体戸数）			(194/194)	(34/34)	(160/160)

本年度の環境基準の達成率は、湯沢市全体で 100.0[%]（昼夜とも基準値以下）であった。